

委員会提出議案第2号

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議決されたく、加西市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年2月24日提出

加西市議会議長 原 田 久 夫 様

提出者 加西市議会運営委員長 土 本 昌 幸

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例

加西市議会委員会条例（昭和42年加西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の2条を加える。

（開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第17条の秘密会は、この限りではない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

（委員長の職務を行う者のオンライン出席の取扱い）

第12条の3 前条の規定にかかわらず、委員長の職務を行う者は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインによる方法で委員会に出席することができない。

第15条に次の1項を加える。

2 前項の委員が、第12条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て申し出なければならない。

第23条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第26条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第26条の2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。